

第3 水質汚濁に係る環境基準について

1 環境基本法第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として、次のとおり定められている。

(1) 人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域に適用される。

[人の健康の保護に関する環境基準]

| 項 目 | 基 準 値 |
|-----------------|--|
| カドミウム | 0.01mg/ℓ以下 |
| 全シアン | 検出されないこと。 |
| 鉛 | 0.01mg/ℓ以下 |
| 六価クロム | 0.05mg/ℓ以下 |
| 砒素 | 0.01mg/ℓ以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/ℓ以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 |
| P C B | 検出されないこと。 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/ℓ以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/ℓ以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/ℓ以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.02mg/ℓ以下 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/ℓ以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/ℓ以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/ℓ以下 |
| トリクロロエチレン | 0.03mg/ℓ以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/ℓ以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/ℓ以下 |
| チウラム | 0.006mg/ℓ以下 |
| シマジン | 0.003mg/ℓ以下 |
| チオベンカルブ | 0.02mg/ℓ以下 |
| ベンゼン | 0.01mg/ℓ以下 |
| セレン | 0.01mg/ℓ以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/ℓ以下 |
| ふつ素 | 0.8mg/ℓ以下 |
| ほう素 | 1mg/ℓ以下 |
| 備考 | <p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定した結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。</p> |

(2) 生活環境の保全に関する環境基準は、水域別に水域類型が指定され、適用される。

[生活環境の保全に関する環境基準]

○河川

| 項目 類型 | 利用目的の 適応性 | 基準値 | | | | |
|-------------------|---------------------------|---------------------|-------------------------|-------------------|---------------|----------------------|
| | | 水素イオン 濃度 (PH) | 生物化学的 酸素要求量 (BOD) | 浮遊物質 量 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 |
| AA | 水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 1mg/ℓ以下 | 25mg/ℓ以下 | 7.5mg/ℓ以上 | 50 MPN/100ml以下 |
| A | 水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 2mg/ℓ以下 | 25mg/ℓ以下 | 7.5mg/ℓ以上 | 1,000 MPN/100ml以下 |
| B | 水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 3mg/ℓ以下 | 25mg/ℓ以下 | 5mg/ℓ以上 | 5,000 MPN/100ml以下 |
| C | 水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 5mg/ℓ以下 | 50mg/ℓ以下 | 5mg/ℓ以上 | — |
| D | 工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの | 6.0以上 8.5以下 | 8mg/ℓ以下 | 100mg/ℓ 以下 | 2mg/ℓ以上 | — |
| E | 工業用水3級、環境保全 | 6.0以上 8.5以下 | 10mg/ℓ以下 | ごみ等の浮遊が認められないこと | 2mg/ℓ以上 | — |
| 備考 基準値は、日間平均値とする。 | | | | | | |

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

○湖沼（天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上の人工湖）

| 項目 類型 | 利用目的の 適応性 | 基準値 | | | | |
|----------|--|---------------------|-----------------------|-------------------------|---------------|-----------------------|
| | | 水素イオン 濃度 (PH) | 化学的酸素 要求量 (COD) | 浮遊物質 量 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 |
| AA | 水道 1 級、水産 1 級、自然環境 保全及び A 以 下の欄に掲げ るもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 1mg/ℓ 以下 | 1mg/ℓ 以下 | 7.5mg/ℓ 以上 | 50 MPN/100ml 以下 |
| A | 水道 2、3 級、水産 2 級、水浴及び B 以下の欄に 掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 3mg/ℓ 以下 | 5mg/ℓ 以下 | 7.5mg/ℓ 以上 | 1,000 MPN/100ml 以下 |
| B | 水産 3 級、工 業用水 1 級、 農業用水及び C の欄に掲げ るもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 5mg/ℓ 以下 | 15mg/ℓ 以下 | 5mg/ℓ 以上 | — |
| C | 工業用水 2 級、環境保全 | 6.0 以上 8.5 以下 | 8mg/ℓ 以下 | ごみ等の浮 遊が認めら れないこと | 2mg/ℓ 以上 | — |

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

2 ダイオキシン類対策特別措置法第 7 条の規定に基づき、ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（環境基準）として、次のとおり定められている。

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 水質（水底の底質を除く。） 1 pg-TEQ/ℓ 以下 （水質の汚濁に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。） 水底の底質 150pg-TEQ/g 以下 |
|---|